

平成25年4月15日
上下水道局

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	上下水道局
職 位	主任
年 齢	45歳
性 別	男性
処分内容	減給6月（給料の月額の10分の1）
処分理由	<p>平成25年1月15日午後3時頃、上下水道局事務所敷地内で、当局職員に対して、胸倉をつかむ暴力行為を行った上、さらに同日午後7時30分頃にも、同職員の住居を訪れ、同職員に対して暴力行為を行って傷害したものです。</p> <p>かかる行為は、常に法令を遵守し職務遂行に努める公務員としての自覚と責任感の欠如による行為であり、全体の奉仕者としてふさわしくない非行と認められます。</p> <p>よって、今後このようなことを繰り返さないよう懲戒処分とします。</p>
処分日	平成25年4月15日

問い合わせ先

川崎市上下水道局総務部庶務課長

044-200-3095（内）45101